

## 三商レポート

### 第四十九話 「公正証書遺言と自筆の付言」

(株) 三商 内藤 雄

三商レポートをお読みいただいている A さんご夫婦が、遺言作成などの相談にいらっしやいました。

「主人から遺言のことを言い出してくれました。」と奥様。職人さんだった A さんは、まじめに働き続け、若くして自宅を購入しました。その後も懸命に働き続け、アパートも建てました。奥様の内助の功があったことです。ところが大病し、幸い命拾いしましたが不自由な体になりました。ここでも奥様の献身的な看護がありました。ご主人の願いは、苦労を共にした妻が安心して暮らせることです。そこで、妻への感謝の気持ちをこめて「自宅とアパートは、すべて妻に相続させたい。」と考えています。住む家とアパートの収入があれば、なんとかやっていけると考えたからです。

問題は、「遺留分」です。相続人には法律により必ず受取ることができる相続分があります。ただし、遺留分を主張するかしないかは相続人の自由です。遺留分に反していても遺言自体は有効です。

A さん夫婦には長男と長女がいます。それぞれ所帯を持っています。親の苦労を見ているし、父親の想いもきっとわかってくれるはずですが、しかし、相続が生じた時の状況によっては、遺留分減殺請求も法律上は可能です。生前にまとまったお金を贈与して、予め遺留分を放棄してもらう方法もありますが、金銭的余裕はありません。

そこで、A さんに公正証書遺言の作成と「付言事項」の説明をします。

「なぜ妻にいったん全ての財産を相続させるのか、その想いを付言として書いてください。」すると、A さんから「下書きをしてくれませんか。」と頼まれました。お聴きした話に基づき、付言事項の下書きを作成し、後日ご自宅を訪問しました。付言事項を読み上げました。一瞬の沈黙のあと、「その通りです。」と奥様が涙を流されました。ご主人は、うなずきながら涙をぬぐい、「いい人をお願いした。」と。

(よかった！泣かせることができれば合格点。内心ホッと、うれしくなる。)

「これは下書きです。ご自分の言葉で、書き換えたり、書き加えたりしてください。」と伝える。

数日後、付言をいただきにご自宅へ伺う。400字詰め原稿用紙に書かれた文章は、下書きのままでした。しかし、不自由な体で一生懸命に書かれた文字であることがひと目でわかります。これをそのまま活かさないか。パソコン文字に変換せず、ご本人の書いた原稿用紙をそのまま公正証書に綴じこんでもらえないか。初対面の公証人をお願いしてみました。難しい表情で、書類を受

取ってくれました。

公証役場からファックスで送られてきた公正証書遺言の原案を見て、「さすが！」と感心いたしました。本文の末尾に【付言事項】として、「(前略) 私は妻と子供達に対する感謝の気持ちや子供達に対する父からの頼みごとを自筆にして遺したいと考え、その旨を認めた自筆書をこの遺言に添付して遺すことにしました。(後略)」と記載があり、原稿用紙に書かれた付言が綴じこまれていました。これで父の想いが伝わる。このご家族はもめないと確信しました。

公証人の知恵と配慮に感謝します。できあがった遺言公正証書を手にしたご夫婦の安心した表情が何ともいえません。

「安心して長生きしてくださいね。」

「ありがとうございます。楽しみにしているバス旅行に行ってきます。」

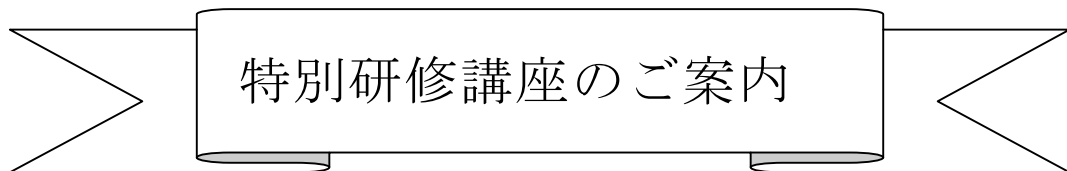
ささやかだけれど、いいお手伝いできたと充実感を味わう瞬間です。

いいご夫婦に出会い、信用され、喜んでいただける。うれしいです。そうすると、型通りでない知恵が出てくるものなのですね。

(2008年7月5日)

---

NPO 法人 相続アドバイザー協議会 主催



## 「二代目社長が語る事業承継と M&A」

～会社は生もの、理論だけでは乗り越えられない～

講師：長尾 浩章 氏

株式会社週刊住宅新聞社 代表取締役

NPO 法人相続アドバイザー協議会 副理事長

日時：平成20年7月18日(金) 16:00~17:30 (受付 15:30)
会場：高田馬場 三慶ビル4階 (週刊住宅新聞社 大教室)
料金：一般の方 3,000円 (当日、会場受付にて)
申込：NPO 法人相続アドバイザー協議会 03-5287-6808
お問合せ：(株)三商 042-467-2103